



防空演習に就て

来る七月二十六日から四日間豫て聞き及びの近畿防空の大演習が實施せられ目下其の筋に於て着々準備中であるが此の演習は申す迄もなく國民の大演習であつて在郷軍人が重要な役割を演じ國民の間に介在して大に活動して貰はなければならぬ事は申す迄もない之が爲相當の豫備知識を供へて置くこと云ふ事が極めて重要であります故に本報及來月号大和錦に主として此の記事を掲げます故本記事は確實に保管せられ克く熱讀せられて演習指導の資料にして貰いたいと思ひます

燈火管制に就て

一、燈火管制とは何にか
燈火管制とは敵飛行機に要地發見を困難ならしめ又假令要地に來ても精密爆撃が出来ない様に要地及其附近一帯の發光体を減少又は絶無ならしめることにて夜間に於ける消極的防空の主体をなすものであります

二、なぜ燈火管制が必要か
若し戦時に於て都市村落の燈火を平常と同様明々と點して居たならば京阪神等大都市の上空は光が空に映じて何處が大砲であるか或は京都であるかと云ふことが百軒も遠方から認めることが出来て敵機は易々京阪神目掛けて來襲することが出来ます又小都市及村落の燈火も敵機の飛行目標となる恐れがあります尙敵機が都市に近づきました時燈火が平常通過してあれば大阪野水場云々様な所を機上から確實に認めることが出来るのであります若し都市を中心として廣い地域に互り燈火管制を實施して居るならば何處が大砲であるか京阪神であるか云ふ事が非常に解り難い事になります又假令月明り星明りで都市に到着したとしましても爆撃を落さうとする重要な建築物の位置を機上から確實に認めることが非常に困難になります之が爲として重要な都市及其附近一帯は之を暗黒にして敵機に飛行目標及爆撃目標を與へないことが絶対に必要なのであります

燈火管制の原則

上述の目的からすれば總ての燈火を消せば問題がないのでありますそれが又色々の不便や害が出来て來るのであります

昭和九年四月一日印刷
昭和九年四月五日發行
吉村 賢治
發行所 吉村 賢治
支店 東京 丸の内區
電話 三三三三
郵政 電話 三三三三
吉村 賢治
電話 三三三三

定額	金壹圓 五厘
一月	五圓
三月	一五圓
半年	三〇圓
一年	六〇圓
廣告費	別議
印刷費	別議
送料	別議
代金	別議

廣告費切替毎月二十日

近の燈火を隠して絕對に飛行目標に爆撃目標を與へない様に保つて置るべきことが本則であります

然し乍ら燈火管制上必要な場合には一部の運輸交通生産は停止又は制限するも止むを得ないのであります此の場合停止又は制限に伴ふ損害を局限する爲各種の手段方法を講ずることは勿論であります

四、目的に依る燈火管制の種類

聲明書

蒲本部隊長

過般我が部隊は滿洲派遣ノ大命降リ準備茲ニ整ヒ愈々出發日滿共同防衛ノ第一線ニ立タント回顧スレハ曩ニ滿洲駐劄部隊トシテ二星霜學良政權下末期ニ於ケル最モ猛烈ナル日排日毎日ノ渦中ニ在ツテ克ク忍フヘカサラシク忍ヒ任果テテ歸來スルヤ幾許モナクシテ所謂晴天ノ霹靂ニ比スヘキ事態ヲ見タコトハ世人周知ノ事實テアル、當時我カ部隊ノ將兵ハ積憤ヲ一掃シ大ニ慰メラレタモノノ事變參加部隊ノ健闘ト其ノ赫々タル武勳ヲ仰イテ轉々感慨無量ヲアツタコトハ蓋シ想像ニ難クハナイガ而モ部下一同益々士氣ヲ緊張シ堅忍自重各自本分ニ安ンシ日夜孜々營々トシテ他日ノ奉公ニ備ヘテ居タルテアル、此間一昨年、特別大演習ニ參加シ亞テ昨年ノ特命檢閲使ヲ迎ヘ本部隊トシテハ重々ノ光榮ニ浴シタ譯テ欣快措ク所ヲ知ラナイ次第アル、惟フニ滿洲ノ地タル其ノ山川草木皆是我等先輩ノ血ヲ以テ彩ラレタル尊キ天地テアルガ今ヤ其ノ地ニ滿洲帝國生レタルト雖未タ其ノ黎明期タルノ域ヲ脱セス匪賊尙所在ニ蟄伏シテ治安ノ程モ遠ニ樂觀ヲ許サ、ルノミナラス隣邦ノ情勢モ亦注意スヘキモノカアルノテ我カ部隊ノ任責ニ重大ナリト謂フヘキテアル、本部隊カ其ノ精銳ヲ率テ任ニ就クニ方リ幸ニ 大元帥陛下ノ御稜威ト先輩諸英靈ノ加護及國民ノ後援トニ依リ負荷ノ重責ヲ盡シテ東亞ノ平和維持ト世界ノ福祉増進トニ寄與貢獻センコトヲ期スル次第テアル

防空演習號

戰時敵飛行機が來襲するか何ふか解らない時に常に完全な燈火管制を實施することは總ての點から不便であり不利であります、そこで燈火管制は數段に實施せられるのが普通であります

即ち開戦當初に直接國民生活に關係なく且飛行目標となりに易い燈火例へば大仕掛の廣告燈裝飾燈等は消燈します

次に敵機來襲の虞ある時機から敵機來襲の顧慮全く消失する時機迄敵飛行機に對して飛行の目標を與へない爲に或る程度の燈火管制を實施します之を警戒管制と稱して居ります

防空監視哨の敵機發見の報告に依り敵機の來襲が確實に知り空襲の危険に臨んだ時機から敵機退却し空襲の危険がなくなる時機迄敵飛行機に對し飛行目標の準備を與へない爲に天空に對し全く火光を秘匿出来る様完全な燈火管制を實施します之を非常管制と稱して居ります

警戒管制に就て

五、方法に依る燈火管制の區分
燈火管制の原則から云つても技術的方面から云つても現在の配電狀況から云つても發電所又は變電所等で「スイッチ」を切つて送電を停止し燈火を消すこと云ふことは適當でありませんが、そこで個人又は團體毎に各自の管理する燈火を各個に管制することに成ります

若し屋外燈中警戒管制時に消燈するもの非常管制時に消燈するものが各々獨立した配電系統に收容せられて居つて變電所又は發電所の「スイッチ」一つで消燈出来る場合には變電所等で統一して管制します、又開戦當初燈火管制の準備訓練が出来てない云々様な場合には其の地域に限り統一して管制することに成ります

非常管制のやり方

六、警戒管制のやり方
警戒管制は敵の空襲を豫期する時機に於て敵機の飛行目標となる大都市の燈光(空に映する光)を減じ且小都市及村落の上空に暴露する燈火を減じて要地發見を困難ならしめるのが目的でありますから天空に暴露する大光力の燈火集團せる燈火を管制せなければなりません、之等の燈火は主にして屋外燈が大部を構成して居りますから街路燈廣告燈等は極度に制限又は消燈します大室内燈でも光力大且屋外に著しく光の漏れるものは制限するのであります

七、非常管制のやり方
非常管制は敵機が空襲して參りました時機に於て飛行目標の準備を與へない爲に天空に對し全く火光を秘匿するの目的でありますから絕對的に上空に光を發散させぬ様にしなければなりません、随つて全部の燈火は消燈又は隠蔽するのであります

燈火管制の時の注意

- 1、燈火管制の爲電氣器具を取扱ふ時には危険のない様火災を起さぬ様注意せねばなりません
- 2、燈火管制中は車輛燈も信號燈も消燈しますから交通事故を起さぬ様運轉する人も通行する人も細心の注意をせねばなりません、用事のない人は外出せぬ様にすることが安全であります
- 3、燈火管制中は自動車、電車は停止し列車、船舶等は運轉時間が狂ふことありますから利用者は注意をせねばなりません、急がない旅行は差控へる方が安全です
- 4、燈火管制中止を得ない場合は變電所等で「スイッチ」を切つて電燈を消すことありますから豫め豫備燈を準備して置かねばなりません

警戒管制に就て
暴風の來さうな時には、暴風警報が出され火災の起つた時には火災警報が出される様に、敵飛行機の來さうな時來た時被害を受けた時に警報が出されます、防空の方で出される警報には警戒警報、空襲警報及防護警報の三通りがあります

一、警戒警報
警戒警報は敵機が來るかも知れんと言ふ時に出来る警報で空襲の虞が全く無ければ解除されます、此の警報は長期間即ち數日とか時に依れば數ヶ月も連續實施せられるのが普通であります

此警報に依つて何時空襲警報があつても差支のない様に防空の諸準備を整へ夜間は警戒管制を實施するのであります此の警報は廣地域に亘つて同時に發令せられます今回の演習に於ては演習地域全般に對して同時に發令せられます

此の警報は空襲警報と違つて一刻も早く知らすと云ふ必要が比較的少ないのと一般の人に恐怖心を與へない爲に電話で所要の箇所に傳へ皆様に觸れ廻るが指示板で知らすことになつて居ります、又「ラヂオ」は防衛司令官の告示事項として警戒警報が發令せられた事を適當な時に放送することになつて居ります警戒警報解除も同様であります

空襲警報

二、空襲警報
空襲警報は敵機が來たと言ふことを知らせる警報で防空監視哨の敵機發見の報で敵機の空襲が確實であると言ふことが解ると直ちに發令せられます、敵機が撃墜せられるか退去して空襲の危険が無くなれば解除せられます、此の警報は割合に短時間即ち一時間前後長くとも半夜位置實施せられるのが普通であります、併し敵機の空襲毎に發令せられますから一晩に數回發せられることありますかも知れません

此警報に依つて各家庭では避難室又は防衛室に入り防護團は夫々部署につき夜間は非常管制を實施するのであります此の警報は各地區毎に各箇又は同時に發令せられます、今回の演習では阪神、淡路、和歌山、福井、姫路、京都、奈良、滋賀及三重の九地區があります、皆様が何れの地區に屬して居るかは演習前に充分御承知を願ひたいのであります

本誌には修養、軍事、事業等を記載する外支部と聯合分會及分會との連絡に必要な事項が掲載してあるから役員特に分會長常務理事は必ず通讀するを必要とす

此の空襲警報は防空上重要なものでありますから迅速確實に皆様に傳達せられる必要があります。そこで各種の手段方法に依つて皆様に傳へる様になつて居ります。先づ防衛司令部から電信又は電話に依り府縣廳、市役所、通信局、鐵道局、税關、電燈電力會社、鐵道軌道會社等に傳へられます。上記の官衙會社更に駐在所、派出所、郵便局、驛發變電所等に傳へます。

電話で空襲警報を傳へる爲には次の様に規定せられてあります。

「全區域(又は某地區)空襲警報」

空襲警報解除の時は次の様に規定せられてあります。

「全區域(又は某地區)空襲警報解除」

派出所、駐在所、市役所、郵便局、驛、税關、發變電所に傳つた警報は更に一般の皆様が假令家の外に居つても内に居つても確實に判る様に次の様な方法に依つて傳へられます。

「サイレン」及氣笛に依る方法

電燈點滅に依る方法

花火を打ち上げる方法

此等の方法は演習全地域内一定して置く必要がありますので次の様に規定せられてあります。

種別	方法	「サイレン」及氣笛	電燈點滅	花火
空襲警報	二分間連続吹鳴	數秒ヲ間シ	點滅三回	打上 花火
空襲警報解除	三秒ヲ間シ	六秒吹鳴十回		

花火はよく運動會や諸催ひのときに使はれる打上げ花火を使ひます。

町村で適當な「サイレン」が無い場合は空襲警報及其の解除の爲警鐘が使はれることがあります。

此の場合使用する符號は府縣廳の方から示されることになつて居ります。

尙又「ラヂオ」では大休次の様な文句で放送されることになつて居ります。

空襲警報の時「只今全區域(又は某地區)に空襲警報が發令されました」空襲警報解除の時「只今全區域(又は某地區)の空襲警報が解除されました」

右の様に色々な方法で演習區域内の皆様に傳へることになつて居りますから皆様の御家庭では何れの方法で傳つても速かにその時の處置を御忘れにならぬように致したいのであります。

三、防護警報

防護警報は敵機が爆弾を落して火災が發生したか瓦斯攻撃を受けた時に出される警報で火災警報と瓦斯警報の二通りがあります。

一、火災警報

火災警報は全く平時と同様であります。従つて市内等では皆様に御知らせないこともあります。

ロ、瓦斯警報

瓦斯警報は瓦斯彈を落された場合又は飛行機から毒瓦斯が撒かれた時に直に出されます。

毒瓦斯が吹流されて終ふまで被毒地に立入禁止の處置が出來て毒瓦斯の危険が無くなれば解除せられます。此の警報は割合に短時間實施せられるのが普通であります。

此の警報は餘り廣い範圍に傳へる必要もなく又空襲警報と混同しては困りますので普通大鼓拍子木空襲警報を以つて知らせることになつて居ります。其の符號は別に警察署又は

告別ノ辭

不省大命ヲ拜シ光輝アル我師團ヲ統率シテ兵ヲ滿洲ノ野ニ進ムルノ光榮ヲ荷フ武人ノ本懷寔ニ之ニ過キス團下將兵ノ意氣天ニ冲スルノ概アル又宜ナリト謂フヘシ

惟フニ東亞永遠ノ平和ヲ確保シテ世界人類ノ福祉ニ貢獻スルハ皇國ノ大使命ニシテ滿洲國ノ健全ナル發達ハ其根本的の要件タリ之ヲ想フトキ滿洲ノ野ニ武ヲ練リ直接其警備ニ任シテ日滿兩國國防ノ第一線ニ立タントスル吾人ノ任務ヤ詢ニ重且大ナリト謂フヘシ

奮ツテ考フルニ我師團將兵ノ志氣ヲ振起シ其ノ活躍ヲ促カサントスルニ當リ師管内各府縣民ノ後援ト激勵ニ俟ツモノ洵ニ多キモノアルヲ知ル、在郷軍人諸士ハ過去ニ於テ粉骨碎身奉公ノ誠ヲ效シ銃後國民ノ中堅トシテ赫々タル實績ヲ收メタリ希クハ堅忍持久益々時局ニ善處スルト共ニ出動將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメント今ヤ諸士ト袂ヲ別ツテ勇躍任ニ就カントス切ニ諸士自重ト健康トヲ祈リ以テ告辭トス

昭和九年四月一日

蒲本部隊長

燈火に覆を施す具体的方法

警戒管制の際各種燈火は制限せられますが制限せられる燈火中天空に暴露する燈火及室内でも著しく光の屋外に漏れる處のある燈火には直接燈器に覆を施すことになつて居ります。

覆の施し様が悪いと全く効果がないのみならず火災其他の危険を起すことがありますから充分注意せなければなりません。

一、室内燈の覆のかけ方

1. 普通型の笠を使用する場合



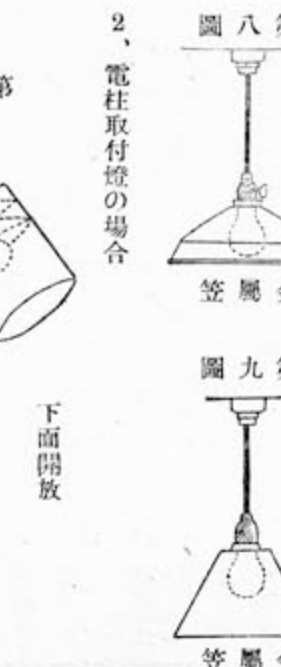
2. 特種型の笠を使用する場合又はブラケット型の場合

黒色布は厚地木綿布を可し三〇「ワット」以下は一枚それ以上の電球は二枚重ねを大休標準とす

3. 覆をかける場合の注意

風呂敷又は其他の布で左圖の様に覆をすることは笠の上部で電球の熱が籠つて發火の處があるから注意せなければならぬ必ず第一圖乃至第四圖の様に上方に空氣の抜ける様に間隙を設けなければならぬ

不良 風呂敷又ハ布 不良 風呂敷又ハ布



3. 街路燈の場合

第一圖 遮蔽物

第二圖 厚地の黒布

第三圖 下面開放

第四圖 物蔽遮

第五圖 厚地の黒布

第六圖 下面開放

第七圖 物蔽遮

第八圖 遮蔽物

第九圖 厚地の黒布

第十圖 下面開放

第十一圖 物蔽遮

第十二圖 厚地の黒布

第十三圖 下面開放

第十四圖 物蔽遮

第十五圖 厚地の黒布

第十六圖 下面開放

第十七圖 物蔽遮

第十八圖 厚地の黒布

第十九圖 下面開放

第二十圖 物蔽遮

第二十一圖 厚地の黒布

第二十二圖 下面開放

第二十三圖 物蔽遮

第二十四圖 厚地の黒布

第二十五圖 下面開放

第二十六圖 物蔽遮

第二十七圖 厚地の黒布

第二十八圖 下面開放

第二十九圖 物蔽遮

第三十圖 厚地の黒布

第三十一圖 下面開放

第三十二圖 物蔽遮

第三十三圖 厚地の黒布

第三十四圖 下面開放

第三十五圖 物蔽遮

第三十六圖 厚地の黒布

第三十七圖 下面開放

第三十八圖 物蔽遮

第三十九圖 厚地の黒布

第四十圖 下面開放

第四十一圖 物蔽遮

第四十二圖 厚地の黒布

第四十三圖 下面開放

第四十四圖 物蔽遮

第四十五圖 厚地の黒布

第四十六圖 下面開放

第四十七圖 物蔽遮

第四十八圖 厚地の黒布

第四十九圖 下面開放

第五十圖 物蔽遮

第五十一圖 厚地の黒布

第五十二圖 下面開放

第五十三圖 物蔽遮

第五十四圖 厚地の黒布

第五十五圖 下面開放

第五十六圖 物蔽遮

第五十七圖 厚地の黒布

第五十八圖 下面開放

第五十九圖 物蔽遮

第六十圖 厚地の黒布

第六十一圖 下面開放

第六十二圖 物蔽遮

第六十三圖 厚地の黒布

第六十四圖 下面開放

第六十五圖 物蔽遮

第六十六圖 厚地の黒布

第六十七圖 下面開放

第六十八圖 物蔽遮

第六十九圖 厚地の黒布

第七十圖 下面開放

第七十一圖 物蔽遮

第七十二圖 厚地の黒布

第七十三圖 下面開放

第七十四圖 物蔽遮

第七十五圖 厚地の黒布

第七十六圖 下面開放

第七十七圖 物蔽遮

第七十八圖 厚地の黒布

第七十九圖 下面開放

第八十圖 物蔽遮

第八十一圖 厚地の黒布

第八十二圖 下面開放

第八十三圖 物蔽遮

第八十四圖 厚地の黒布

第八十五圖 下面開放

第八十六圖 物蔽遮

第八十七圖 厚地の黒布

第八十八圖 下面開放

第八十九圖 物蔽遮

第九十圖 厚地の黒布

第九十一圖 下面開放

第九十二圖 物蔽遮

第九十三圖 厚地の黒布

第九十四圖 下面開放

第九十五圖 物蔽遮

第九十六圖 厚地の黒布

第九十七圖 下面開放

第九十八圖 物蔽遮

第九十九圖 厚地の黒布

第一百圖 下面開放

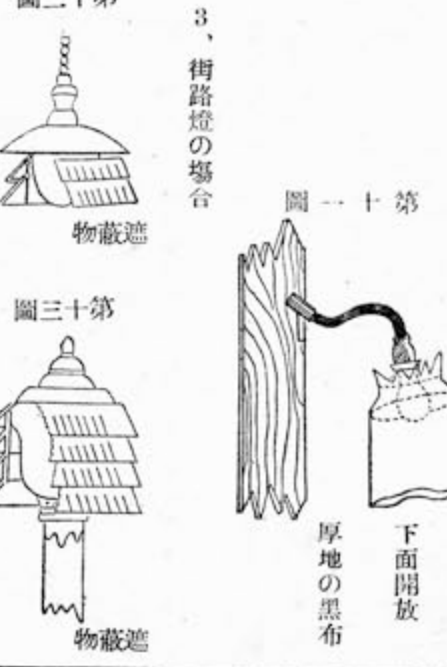
黒色布は普通型の場合に準すること

普通型特種型共照射面積が廣ければ絞糸を以て下面を絞る様にすること

3. 覆をかける場合の注意

風呂敷又は其他の布で左圖の様に覆をすることは笠の上部で電球の熱が籠つて發火の處があるから注意せなければならぬ必ず第一圖乃至第四圖の様に上方に空氣の抜ける様に間隙を設けなければならぬ

不良 風呂敷又ハ布 不良 風呂敷又ハ布



3. 街路燈の場合

第一圖 遮蔽物

第二圖 厚地の黒布

第三圖 下面開放

第四圖 物蔽遮

第五圖 厚地の黒布

第六圖 下面開放

第七圖 物蔽遮

第八圖 遮蔽物

第九圖 厚地の黒布

第十圖 下面開放

第十一圖 物蔽遮

第十二圖 厚地の黒布

第十三圖 下面開放

第十四圖 物蔽遮

第十五圖 厚地の黒布

第十六圖 下面開放

第十七圖 物蔽遮

第十八圖 厚地の黒布

第十九圖 下面開放

第二十圖 物蔽遮

第二十一圖 厚地の黒布

第二十二圖 下面開放

第二十三圖 物蔽遮

第二十四圖 厚地の黒布

第二十五圖 下面開放

第二十六圖 物蔽遮

第二十七圖 厚地の黒布

第二十八圖 下面開放

第二十九圖 物蔽遮

第三十圖 厚地の黒布

第三十一圖 下面開放

第三十二圖 物蔽遮

第三十三圖 厚地の黒布

第三十四圖 下面開放

第三十五圖 物蔽遮

第三十六圖 厚地の黒布

第三十七圖 下面開放

第三十八圖 物蔽遮

第三十九圖 厚地の黒布

第四十圖 下面開放

第四十一圖 物蔽遮

第四十二圖 厚地の黒布

第四十三圖 下面開放

第四十四圖 物蔽遮

第四十五圖 厚地の黒布

第四十六圖 下面開放

第四十七圖 物蔽遮

第四十八圖 厚地の黒布

第四十九圖 下面開放

第五十圖 物蔽遮

第五十一圖 厚地の黒布

第五十二圖 下面開放

第五十三圖 物蔽遮

第五十四圖 厚地の黒布

第五十五圖 下面開放

第五十六圖 物蔽遮

第五十七圖 厚地の黒布

第五十八圖 下面開放

第五十九圖 物蔽遮

第六十圖 厚地の黒布

第六十一圖 下面開放

第六十二圖 物蔽遮

第六十三圖 厚地の黒布

第六十四圖 下面開放

第六十五圖 物蔽遮

第六十六圖 厚地の黒布

第六十七圖 下面開放

第六十八圖 物蔽遮

第六十九圖 厚地の黒布

第七十圖 下面開放

第七十一圖 物蔽遮

第七十二圖 厚地の黒布

第七十三圖 下面開放

第七十四圖 物蔽遮

第七十五圖 厚地の黒布

第七十六圖 下面開放

第七十七圖 物蔽遮

第七十八圖 厚地の黒布

第七十九圖 下面開放

第八十圖 物蔽遮

第八十一圖 厚地の黒布

第八十二圖 下面開放

第八十三圖 物蔽遮

第八十四圖 厚地の黒布

第八十五圖 下面開放

第八十六圖 物蔽遮

第八十七圖 厚地の黒布

第八十八圖 下面開放

第八十九圖 物蔽遮

第九十圖 厚地の黒布

第九十一圖 下面開放

第九十二圖 物蔽遮

第九十三圖 厚地の黒布

第九十四圖 下面開放

第九十五圖 物蔽遮

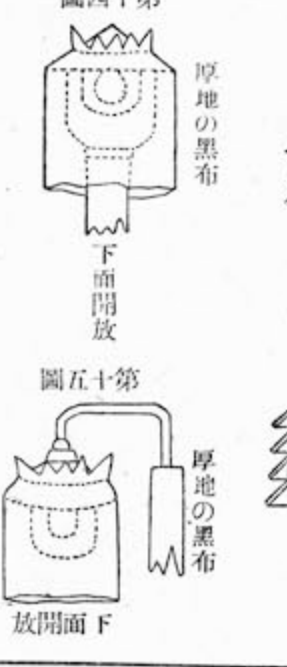
第九十六圖 厚地の黒布

第九十七圖 下面開放

第九十八圖 物蔽遮

第九十九圖 厚地の黒布

第一百圖 下面開放



3. 街路燈の場合

第一圖 遮蔽物

第二圖 厚地の黒布

第三圖 下面開放

第四圖 物蔽遮

第五圖 厚地の黒布

第六圖 下面開放

第七圖 物蔽遮

第八圖 遮蔽物

第九圖 厚地の黒布

第十圖 下面開放

第十一圖 物蔽遮

第十二圖 厚地の黒布

第十三圖 下面開放

第十四圖 物蔽遮

第十五圖 厚地の黒布

第十六圖 下面開放

第十七圖 物蔽遮

第十八圖 厚地の黒布

第十九圖 下面開放

第二十圖 物蔽遮

第二十一圖 厚地の黒布

第二十二圖 下面開放

第二十三圖 物蔽遮

第二十四圖 厚地の黒布

第二十五圖 下面開放

第二十六圖 物蔽遮

第二十七圖 厚地の黒布

第二十八圖 下面開放

第二十九圖 物蔽遮

第三十圖 厚地の黒布

第三十一圖 下面開放

第三十二圖 物蔽遮

第三十三圖 厚地の黒布

第三十四圖 下面開放

第三十五圖 物蔽遮

第三十六圖 厚地の黒布

第三十七圖 下面開放

第三十八圖 物蔽遮

第三十九圖 厚地の黒布

第四十圖 下面開放

第四十一圖 物蔽遮

第四十二圖 厚地の黒布

第四十三圖 下面開放

第四十四圖 物蔽遮

第四十五圖 厚地の黒布

第四十六圖 下面開放

第四十七圖 物蔽遮

第四十八圖 厚地の黒布

第四十九圖 下面開放

第五十圖 物蔽遮

第五十一圖 厚地の黒布

第五十二圖 下面開放

第五十三圖 物蔽遮

第五十四圖 厚地の黒布

第五十五圖 下面開放

第五十六圖 物蔽遮

第五十七圖 厚地の黒布

第五十八圖 下面開放

第五十九圖 物蔽遮

第六十圖 厚地の黒布

第六十一圖 下面開放

第六十二圖 物蔽遮

第六十三圖 厚地の黒布

第六十四圖 下面開放

第六十五圖 物蔽遮

第六十六圖 厚地の黒布

第六十七圖 下面開放

第六十八圖 物蔽遮

第六十九圖 厚地の黒布

第七十圖 下面開放

第七十一圖 物蔽遮

第七十二圖 厚地の黒布

第七十三圖 下面開放

第七十四圖 物蔽遮

第七十五圖 厚地の黒布

第七十六圖 下面開放

第七十七圖 物蔽遮

第七十八圖 厚地の黒布

第七十九圖 下面開放

第八十圖 物蔽遮

第八十一圖 厚地の黒布

第八十二圖 下面開放

第八十三圖 物蔽遮

第八十四圖 厚地の黒布

第八十五圖 下面開放

第八十六圖 物蔽遮

第八十七圖 厚地の黒布

第八十八圖 下面開放

第八十九圖 物蔽遮

第九十圖 厚地の黒布

第九十一圖 下面開放

第九十二圖 物蔽遮

第九十三圖 厚地の黒布

第九十四圖 下面開放

第九十五圖 物蔽遮

第九十六圖 厚地の黒布

第九十七圖 下面開放

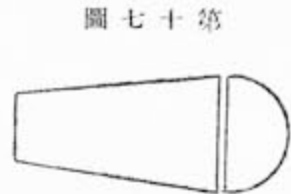
第九十八圖 物蔽遮

第九十九圖 厚地の黒布

第一百圖 下面開放

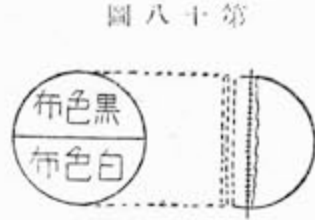


三、前照燈の覆のかけ方
 1、遮蔽金物を使用する場合
 左圖の様に前面「ガラス」の直徑の二倍乃至三倍の長さの金
 屬又は厚紙の覆を施す



圖七十第

2、布の覆を施す場合
 遮蔽金物を使用しない場合は左圖の様に布の覆をかけたま
 す



圖八十第

布は厚地木綿を可也
 四、信號灯の覆のかけ方
 信號燈は元來構造上「レンズ」の上部に散光せざる様遮蔽金
 物が取付てあるのが普通であるから別に覆をかけなくとも
 大体的を達することが出来る
 更に「レンズ」の直前下平面を厚紙を以て覆ふ様に装置する
 か又は細長い筒型の遮蔽物を更に覆ひ被せる様にすると完
 全である

分會の活動



葛村分會

二月二十四日は奉仕日として
 分會員一同出動して神社道路
 戦病没軍人墓地一般村道の改
 修工事に従事す、三月十日陸
 軍記念日を五日に繰上げ紀念
 分會員後援す、三月十四日梯

大正村分會

事業として教育並軍事知識増
 進に關する映畫の夕を開きて
 盛會を極めたり

羅分會旗を新調し入式を舉
 行、同十五日日露戦役戦病死
 軍人の招魂祭を執行す、十八
 日午後一時より役場内に於て
 昭和九年度歳入歳出豫算の討
 議を實施せり

牧野村分會

三月十日午前九時より神式招
 魂祭を執行し午後一時より軍
 人會及青年團總會を開催し奈
 良支部清田大尉の軍事講演あ
 り盛會裡に終了せり

宇智村分會

三月十五日忠魂碑前に於て各
 種團休集の上盛會なる招魂
 祭を執行す午後一時より奈良
 聯隊區司令官田路大佐の軍事
 講演あり盛會且有意義裡に終
 了せり

五條町分會

三月十日退役後備將校の參
 集を得て日露戦争に關する座
 談會を開催し傍聴者多數にし
 て盛會裡に終了せり、同十三
 日は軍事思想普及の爲五條堂
 講會を開催す

昭和八年度縣費補助金配當表

郡市	昭和八年四月調 正會員數	配當額	摘要
余賀市	一、五八三	七三、四五〇	
添上郡	二、一一〇	九八、三六〇	
生駒郡	三、七一一	一七二、三〇〇	
山邊郡	一、七六三	八一、八〇〇	
磯城郡	三、五一六	一六三、一一〇	
宇陀郡	一、九八〇	九一、八六〇	
高市郡	二、六三一	一一二、〇六〇	
南葛城郡	二、〇五八	九五、四八〇	
北葛城郡	五、三〇三	二四六、〇二〇	
宇智郡	一、四八七	六八、九九〇	
吉野郡	六、一三四	二八四、五七〇	
郡山工務	四三	一九九〇	
合計	三三、三三二	一、五〇〇、〇〇〇	

昭和八年四月調正會員數ニ比例シテ按分ス

大柳生村分會

三月十三日同村小學校に於て
 招魂祭を執行し在郷軍人總會
 を開催す、午後一時より陸軍
 中將山本清次氏(建武中興
 を回顧して國民の覺悟を喚起
 す)の講演會を開催し盛會裡
 に終了す

東里村分會

二月十五日より三日間笠間小
 學校に於て毎日午前八時より
 午後五時迄未教育補充兵の教
 育を實施せらるるに出席者四十八
 名各人終始熱心に教育を受け
 時局に對する認識を深め各人
 の責務の重大なるを自覺せ
 しめ大いに有意義なる教育を
 終る、三月二十日午後一時よ
 り分會事務所に於て評議員會
 を開催し各種重要事項を討議
 せり

東山村分會

三月十日東山小學校に於て四
 〇名の未教育補充兵に對し青
 年訓練生(合同軍事教練を教
 育し夜間演習を實施し午後十
 時終了す

平和村分會

三月十七日同村小學校に於て
 軍事思想普及の目的を以て異
 少尉の軍事講演會を開催す、
 聴講者五〇〇餘名にして盛會
 を極む、午後八時より軍事映
 畫會を開催す

波多野村分會

三月十日同村分會事務所に於
 て評議員會を開催し昭和九年
 度歳入歳出の件、未教育補充
 兵教育に關する件等を討議す
 三月十一日は同所に於て幹部
 座談會を開催す

田原本町分會

三月十日午前五時津島神社前
 に分會員全部を假設動員の要
 として分會員全員紀念碑に參拜
 領により集合せしめ服装検査
 終了後國威宣揚を祈願す、後
 青年訓練生の聯合演習に未教
 育補充兵を參加せしめ軍事教
 育を詳細に教育す

越智岡村分會

三月十日の陸軍記念日事業に
 關して分會員全員紀念碑に參拜
 領により集合せしめ服装検査
 終了後國威宣揚を祈願す、後
 青年訓練生の聯合演習に未教
 育補充兵を參加せしめ軍事教
 育を詳細に教育す

豊原村分會

三月十日豊原小學校に於て分
 會主催の講演會を開催し有志
 者の經濟更生に關する講演等
 の爲非常召集を以て會員を集
 合せしめ後援に萬全を期す

福住村分會

三月十日修善寺小學校に建設
 すべき忠魂碑の地鎮祭として
 午前八時分會員全員集合地均
 しをなし午後三時より地鎮祭
 を舉行す、引續き十二日、十
 三日出動し茲に全く基礎工事
 を完修す

朝和村分會

三月十日午前八時分會員全員
 集合し大和神社に國威宣揚を
 祈願し彼分會長の時局講演を
 實施し終りて役員會開催午前
 十一時散會す

今井町分會

三月九日夕刻より高市郡北部
 青年訓練生聯合演習實施に際し
 之が後援として小學校に於て
 露營設備及炊出し等をなし多
 大の便宜を與へ且後援し翌十
 日午前八時有意義裡に散會せ
 り

八木町分會

三月九日高市郡北部青年訓練
 生聯合演習實施に當り分會員
 一同小學校に出場露營及給養
 等に關して援助す

大塔村分會

三月二十六日四月二日の兩日
 に亘り同村會議堂に於て役員
 會を開催し昭和九年度歳出入
 豫算の件及滿洲派遣軍人遺家
 族慰安出動軍人慰問に關する
 件等を審議せり

下北山村分會

四月三日神武天皇祭日を以し
 郷社池神社に分會員青年團婦
 人會等の團休參拜の上渡滿將
 兵の武運長久を祈願し盛會裡
 に萬歳三唱閉會す

高市村分會

三月十日午前八時より未教育
 補充兵に對して各種教練の教
 育を行ひ午後一時より飛鳥高
 市聯合青年團生と共に參加し南
 北兩軍に編成し野外教練を實
 施し一同終始熱心に従事し有
 意義裡に終了す

八木町分會

三月九日高市郡北部青年訓練
 生聯合演習實施に際し分會員一同
 此が後援指導に盡力をなせり

今井町分會

三月三十一日今井町役場に於
 て渡滿軍人を招聘し各種團休
 合同の下に盛大送別會を開催
 す

大塔村分會

三月二十六日四月二日の兩日
 に亘り同村會議堂に於て役員
 會を開催し昭和九年度歳出入
 豫算の件及滿洲派遣軍人遺家
 族慰安出動軍人慰問に關する
 件等を審議せり

下北山村分會

四月三日神武天皇祭日を以し
 郷社池神社に分會員青年團婦
 人會等の團休參拜の上渡滿將
 兵の武運長久を祈願し盛會裡
 に萬歳三唱閉會す

黒龍村分會

三月四日午前七時黒龍第二小
 學校に假設動員の要領により
 分會員一八六名を集合せしめ
 男女青年團生聯合春季總會を
 開催し後奈良聯隊區司令官田
 路大佐の時局講演あり盛會且
 有意義裡に終了せり

吉野町分會

三月一日午前十時より同町西
 方院に於て戦病没死軍人の招
 魂祭執行奈良支部長其の他多
 數の參列ありて盛大裡に進行
 し同町小學校に於て春季總會
 を開催終りて田路大佐の時局
 講演ありて有意義裡に終了す

秋野村分會

三月十六日同村小學校に假設
 充員召集の要領により分會員
 一同を集合せしめ春季總會を
 開催し終り、軍事思想普及に
 關する映畫の夕を開き盛會を
 極む

十津川村各區分會

自一月至二月十日各區分會
 は軍事思想普及の目的を以て
 直接師團及海軍省に連絡有効
 なる軍事教育映畫の貸與を受
 け此れが巡回映畫をなし一般
 村民に異狀な感激熱を與へ

て軍事思想普及の目的を達成す

榎原町分會

三月十日同町小學校及其附近一帯に亘りて補充兵及青訓練生聯合模範演習を實施し一般人心に非常時局を深刻に認識せしめて多大の効果を収めて終了す

松山町分會

三月十日陸軍記念日事業として神戸村分會及宇陀中學等と聯合野外演習を實施し盛大な極めたり、終了後歩三八湯口少佐の軍事講演ありて盛會裡に終了す

政始村分會

三月十一日國防思想普及に關するパンフレットを配布し國防觀念の向上を圖れり、同日五日評議員會を開催、次て村道改修工事の奉仕作業に従事しその収益を分會基金に繰入る三月二十一日、勳章奉讀式を舉行後武術試合を實施せり三月三十一日同村出身渡滿兵を招きて各種團體共催盛大なる送別會を開催し意義深き盛會を終了す

郡山町分會

三月十日陸軍記念日事業として國防觀念修養に資するボスターを各家に配布し國防意識の宣揚に努む、午後七時より小學校に於て新興滿洲國の發展に關する映畫の夕を閉きて意義深き催しを終了す

富郷村分會

三月十日午前十時分會事務所に分會員集合し諸帳簿の作製整理を實施し後各班に分れて各家を訪問し青訓生の出席督促を勧告す

平塚村分會

三月十日同村尋常小學校に於て午後一時分會員集合逐次一般村民の入場を相俟て藤田中佐の(皇國は太平洋時代の軸心に立ちて)の演題の下に有益なる講演あり一般聴衆に異狀の良果を得て無事終了散會す

法隆寺村分會

三月十日陸軍記念日事業として分會射撃場標的庫新築落成せり、亦午後六時より各家を訪問し青訓生出席を督促勸告す

平群村分會

三月十日午前七時青訓生混合同演習を實施し後村社に參拜し皇軍の武運長久を祈願せり

本多村分會

三月十日午前九時分會員一同同村小學校に集合し上海戰參加者の實戰談を聽講後旗を先頭に軍歌を高唱して神社に參拜國威宣揚を祈願す

富雄村分會

二月十一日分會員一同富雄川堤防上櫻樹手入れ作業に従事す三月七日富雄北後雨青年訓練所及分會員一同聯合野外演習を實施し盛大裡に終了す

三郷村分會

三月十日陸軍記念日事業として分會員全員集合し陸軍墓地に參拜す

南生駒分會

三月十日午後六時より日露戰役從軍諸勇士を招聘し實戰談及座談會を開催し大いに教訓を與へらる

都村分會

二月十日午後六時より日露戰役從軍諸勇士を招聘し實戰談及座談會を開催し大いに教訓を與へらる

三月十日午前十時分會員全員小學校に參集し陸軍記念日意識を強調せしめる目的を以て記念日に關する印刷物を各家に配布す、三月十八日分會旗入魂式を春日神社に於て實施す、三月二十四日村内婦女子に對し國防觀念を修養せる目的を以て支部活動寫眞會を開催し盛會を極む

初瀬町分會

三月十八日午前十時長谷寺遊園地忠魂碑前に於て招魂祭を執行各種團體の參列ありて盛會を極む同午後一時より傳道館に於て分會總會催催奈良聯隊區本多中佐の軍事講演會を開催盛會裡に終了す

柳本町分會

三月五日午後七時より大手座に於て奈良聯隊區司令官田路大佐の國防思想普及及皇國精神の顯揚に必要な時局講演あり盛會を極む、三月十日奈良商業學校對少尉の滿洲事變參加實戰談の講演會あり聴衆多大の感動を受く

耳成村分會

三月十五日午後一時より耳成北尋常小學校に於て招魂祭を施行す同日午後三時より春季總會を開催し午後四時盛會裡に終了す

都介野村分會

三月十日午後二時より並松校に集合し青訓生と聯合講師廣瀬大佐を招聘し時局講演會を開催し盛會裡に終了す

御杖村分會

二月十日午後六時より日露戰役從軍諸勇士を招聘し實戰談及座談會を開催し大いに教訓を與へらる

新庄町分會

三月十日同町小學校に於て第二回總會を開催す後中岡氏の時局講演會を開催し、盛會を極む

二上村分會

三月十一日午後一時より二上尋常小學校に於て招魂祭を閉て中砲兵大佐の日露戰爭に關する講演會を開催し盛會を極む

三月六日役場内に於て役員會を開催し訓生教育に關する青教材整備に關する件等を討議す

志都美村分會

三月十日日清日露戰役沒軍人招魂祭を執行す各種團體の參列ありて盛會なり午後二時より春季總會を開催す、三月二十日下田村役場に於て評議員會開催三月三十一日日本村出身渡滿兵送別會を各種團體共催にて舉行し大いに激勵する所あり、四月三日小學校に於て分會武術大會を開催非常時郷軍の意氣を學ぶ

上ノ郷村分會

三月十日は各家指導者勸し各氏神に參拜せしめ武運長久を祈願せしむ午後より春季總會を開催し非常時意識を強調し奈良支部より本多中佐を招聘し軍事講演會を開催し盛會裡に終了す

櫻井町分會

三月十日は各家指導者勸し各氏神に參拜せしめ武運長久を祈願せしむ午後より春季總會を開催し非常時意識を強調し奈良支部より本多中佐を招聘し軍事講演會を開催し盛會裡に終了す

王寺町分會

三月十日午後七時王寺小學校に義勇警備消防隊を召集し猛訓練を實施す陸軍記念日に對する講演會を開催盛會裡に終了す

當麻村分會

三月十日當麻寺境内に於て分會旗入魂式を執行す午後二時より武術大會を開催し非常時に處する郷軍の意氣を大いに學ぶ

河合村分會

三月十七日同村役場會議場に於て評議員會を開催し昭和九年度歳出入豫算及軍隊慰問に關する件等を討議す

高田工場分會

二月二十五日工場内に於て分會員武術競技會を開催す、三月十一日陸軍記念日事業として中砲兵大佐の日露戰爭に關する講演會を開催し盛會を極む

一同各神社に參拜し國威宣揚を祈願す

下田村分會

三月十日日清日露戰役沒軍人招魂祭を執行す各種團體の參列ありて盛會なり午後二時より春季總會を開催す、三月二十日下田村役場に於て評議員會開催三月三十一日日本村出身渡滿兵送別會を各種團體共催にて舉行し大いに激勵する所あり、四月三日小學校に於て分會武術大會を開催非常時郷軍の意氣を學ぶ

馬見村分會

三月十日正午より安部浄土寺に於て日露戰役戰没軍人招魂祭を執行し各種團體の參列の下に盛會を極む

浮孔村分會

三月四日分會員は渡滿直營兵を慰問し大いに激勵する所あり十三日充員召集の要領により分會員を召集せしめ分會查閱を受く、終了後奈良支部米津中佐の軍事講演會あり有意義裡に終了す

步三八聯隊歌

高島少佐作詞
(一) 曉白む樞原 建國の礎搖さなく 夕靄罩るる春日野や 聖業の跡ゆかしきところ 皇道護る丈夫の 必勝の意氣天を衝く

吉野の櫻匂ふ春

(二) 津川の月冴ゆる秋 尊き勳論畏みて 軍旗の偉勳燈く下に 夏は笠置の露に慨き 冬金剛の雪に笑む

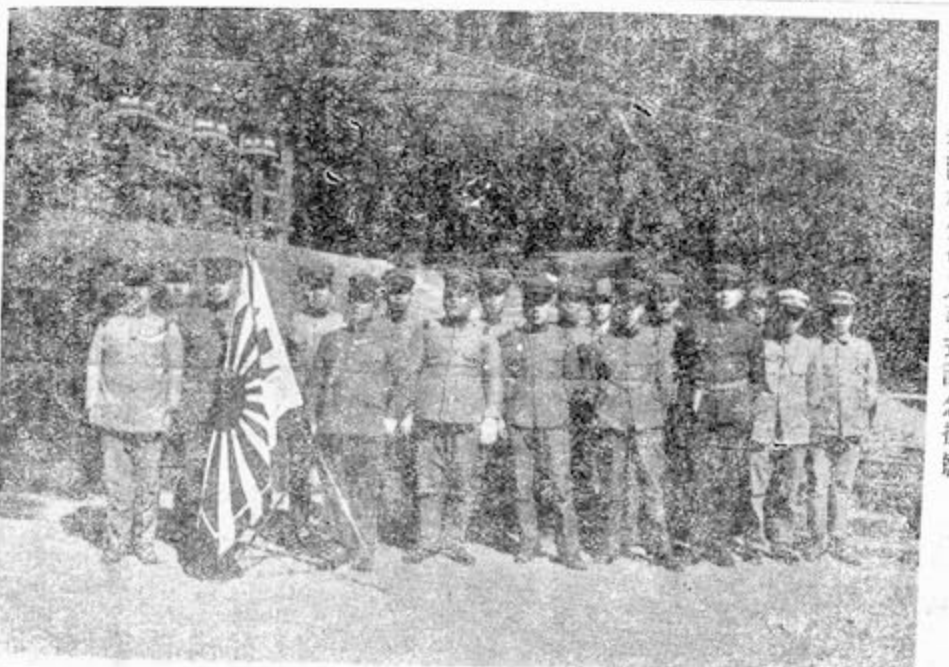
饗庭野原や鹿野園

(三) 共に磨ける劍太刀 屯營の庭の軍旗祭 互に固く結びし誓 お、念願の甲斐ありて 今活躍の時至る

五寒膚をつん裂くも

(四) 忠勇の血はいや沸かひ 炎熱骨を焦すども 節義の赤誠いよ、清く あ、待望の明け暮に 武夫の心高鳴るよ

都跡村分會入魂式記念攝影



登録



商標

陸海軍御用達 清涼劑福美丹 外優良賣藥 十數方製劑師 キ、メで 惚れられ 印ですかれ 同じ召すなら ふくやの藥

陸軍御用達

各國時計 貴金屬 多賀時計店

奈良市下清水町 電話一〇九一番

高市郡寺岡(高野) 市東(高野) 市十(高野) 口野(高野) 房(高野) (電話二〇番)